

転入手続きに関する同意書

あて先
大田区長

私は、「子ども家庭支援センター（大森・六郷）一時保育室 定期利用保育」の利用申込みを行うにあたり、以下のことについて同意します。

- ① 利用月の1日までに大田区内の住所へ転入し、住民登録の異動（転入届）手続きを行います。
- ② 利用の申込みにあたり、別紙（不動産売買契約書・賃貸借契約書等）を添付します。
- ③ 今回の利用選考時に大田区転入予定者として大田区民と同等に利用が内定した時は、必ず利用月の1日までに大田区へ転入のうえ、保護者及び児童の住所等が確認できるものを提出します。
- ④ 利用が内定したにもかかわらず、利用月の1日までに転入及び利用申込み手続きをしなかった場合は、利用内定を取消されてもかまいません。

年 月 日

現住所

保護者氏名

転入先住所 大田区

保護者氏名

申込み児童

申込み児童生年月日

年 月 日